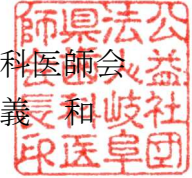


社岐歯総発第361号
令和6年 3月 5日

各 位

公益社団法人 岐阜県歯科医師会
会 長 阿 部 義 和



令和6年能登半島地震災害への第2次義援金受付の延長について

平素より本会会務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
第2次義援金のお願いの際には、皆さまから多大なるご支援を賜り感謝申し上げます。先般、日本歯科医師会から第2次受付を延長する旨連絡を受けたことから、県歯として取りまとめるため、引き続き受付を延長いたします。
つきましては、度重なるご依頼となりますが、ご支援とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○募金口座

銀行名：十六銀行 本店（店番100）

口座番号：普通預金 2796651

口座名義：公益社団法人岐阜県歯科医師会 義援金口 会長 阿部義和
コウエキヤダノホウジンギフケンカイイカイギエンキョウチカイヨウアヘヨカス

受付期間：第2次（延長） 令和6年3月5日（火）～

※締切は日歯から連絡があり次第、追ってご連絡いたします。

その他：手数料は各自でご負担をお願いいたします。

○税務上の取り扱いについて

1. 個人の方が義援金を支出した場合

このたび本会で募っている義援金は、「特定寄附金」（国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対する寄附金）には該当しませんので、寄附金控除の対象にはなりません。

2. 法人（医療法人）が義援金を支出した場合

このたび本会で募っている義援金は、一般の寄附金として一定の損金算入限度額の範囲内で損金算入することができます。（「国や地方公共団体に対する寄附金」、「指定寄附金」には該当しません）